

16. 消毒薬の廃棄方法

消毒薬は、細胞毒性を持つ化学物質であると同時に、その殺菌力が排水処理における活性汚泥に悪影響を与えるなど環境に対する有害物質である。¹⁾

法律により排水基準等が決められている消毒薬は表1・2のとおりである。排水規制を受けない消毒薬についても、十分に希釈して廃棄すること、大量に廃棄しないこと等に注意する必要がある。¹⁾ 高濃度や大量廃棄の場合は、専門の廃棄物処理業者に委託する。

表1 フェノール類の排水基準

法律	基準
水質汚濁防止法 一般排水基準 ²⁾	許容限度 5 mg/L
下水道法 下水排除基準 ³⁾	5 mg/L以下

表2 毒物および劇物の廃棄の方法に関する基準⁴⁾

品目	廃棄方法
ホルムアルデヒドおよびこれを含有する製剤	(1) 酸化法 (ア) 多量の水を加えて希薄な水溶液とした後、次亜塩素酸塩水溶液を加え ^{*1)} 分解させ廃棄する。 (イ) 水酸化ナトリウム水溶液等でアルカリ性とし、過酸化水素水を加えて分解させ多量の水で希釈して処理する。 (2) 燃焼法 アフターバーナーを具備した焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。 (3) 活性汚泥法
クレゾールおよびこれを含有する製剤 フェノールおよびこれを含有する製剤	(1) 燃焼法 (ア) 木粉（おが屑）等に吸収させて焼却炉で焼却する。 (イ) 可燃性溶剤と共に焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。 (2) 活性汚泥法

*1 発熱するので、処理中のホルムアルデヒド濃度を2%以下とすることが望ましい。

【アルコール系消毒薬の廃棄方法】⁵⁾

アルコール系消毒薬のうち、濃度が60%以上のものは揮発性が高く引火しやすいため、消防法の危険物に該当する。火災の可能性があるので、そのまま廃棄することはできない。古布や新聞紙等にしみこませ、火の気のない風通しの良い屋外でよく乾かしてから、可燃ごみとして処分する。

【次亜塩素酸ナトリウムの廃棄方法】

有効塩素濃度6～15%の水溶液は専門の廃棄物処理業者に委託する。⁶⁾ 市販の塩素系漂白剤は、600mLボトル半分以下の場合、水5Lに50mL（キャップ約2杯）を目安に希釈し、水を流しながら少しずつ排水口に流す。600mLボトル半分以上の場合、1度に廃棄するのは避け、同様に希釈し、何回かに分けて流す。⁷⁾